

## 漁協運営型陸上養殖プロジェクト実施要領

本実施要領では、漁協運営型陸上養殖プロジェクトを行うための事業者を募集する。

### 1 事業の背景と目的

気候変動の影響等により、東京の漁業生産量は海面・内水面とも減少を続けている。とりわけ、今後の更なる水温上昇、濁水・ゲリラ豪雨等による濁水など、特に内水面養殖業における飼育環境の悪化が予想される。

一方、近年、技術革新により様々な魚種で閉鎖循環型陸上養殖が行われ、気候に左右されず、安定した生産ができるようになりつつある。

そこで、この分野で強みを持つ民間事業者等と連携し、東京型の閉鎖循環型陸上養殖ビジネスモデルを創出し、水産業の振興と地域活性化への貢献を目指す。

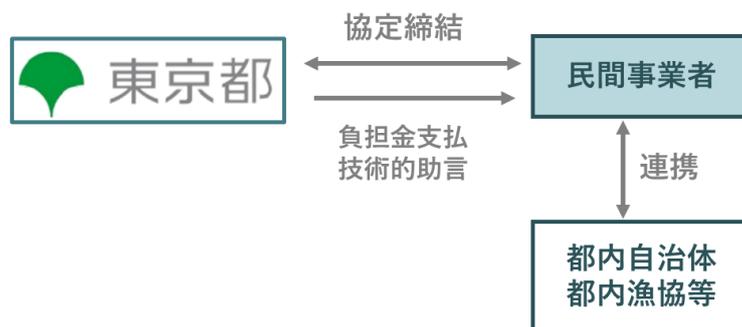
### 2 公募の趣旨

本業務は、閉鎖型陸上養殖技術に高い専門性を必要とするとともに、生産性・経済性を高めるための実証実験を行い、採算の取れるビジネスモデルを構築、地域活性に結びつける必要がある。

### 3 本事業について

本事業では、東京型の陸上養殖に関する優れたアイデアや技術等を有する民間事業者を公募・選定し、東京型の陸上養殖ビジネスモデル創出に向けた実証実験に対して、事業に係る経費負担や技術的助言を実施する。

(事業スキーム)



### 4 募集の内容

#### (1) 募集対象企業者（応募要件）

対象事業者は、次に掲げるすべての事項を満たす企業であること。

- ① 都内での陸上養殖の技術革新につながる事業を展開できる民間事業者であること。

- ② 実証事業期間中、あるいは実証事業期間終了後数年以内に、構築した東京都陸上養殖モデルを実現するための、具体的な道筋を示していること。
- ③ 東京都陸上養殖モデル構築につながる実証事業の実施能力を有するとともに、幅広い社会実装を成し遂げる明確な意思があること。
- ④ 財務状況が健全であり、実証事業に必要な資金を調達できる見込みがあること。
- ⑤ 東京都電子調達システム入札参加資格があること。ただし、入札参加資格がない事業者が申込をする場合は、参加申し込みの際、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。
- ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）  
発行後3か月以内のものに限る（法人の場合に限る）
  - イ 貸借対照表・損益計算書  
直前決算のものに限る（法人の場合に限る）
  - ウ 法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書  
未納額がないことを確認できるものに限る（法人の場合に限る）  
消費税及び地方消費税の納税証明書（未納額がないことを確認できるものに限る）
- ⑥ 定期的な進捗報告、成果報告ができる体制を構築できること。
- ⑦ 事業に関する情報や実証事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く）。
- ⑧ 同一事業期間内に、同一の実証事業に対する国や他の地方自治体からの委託や助成を受けていないこと。
- ⑨ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及びそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- ⑫ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑬ 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑭ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。

## (2) 事業の内容

事業の内容は、以下のとおりとする。

### ① 実証実験用施設の整備

- (ア) 都内多摩地区に実証実験のできる施設を整備し、建物を新設する場合にはリース契約に基づくものとし、所有権は東京都には帰属しないものとする。
- (イ) 用地取得もしくは用地賃借に係るすべての費用については、事業者の負担とし、既存の貸倉庫等の利用も可能とする。その際の賃借料は負担金に含むものとする。

### ② 実証実験（詳細については提案内容とする）

#### (ア) 飼育関連

養殖事業として採算に見合う魚種を選定、育成。比較実験等も実施。検証する項目は以下のとおりとする。

- ・ 効率的な飼育方法の確立に向けた IoT・ICT・AI 等の活用
- ・ 陸上養殖に適した餌料の検討等
- ・ 育成期間の短縮方法の開発・検証等

#### (イ) 販売関連

- ・ 市場価値の高い出荷サイズの検証
- ・ 販売先の提案・開発
- ・ 流通システムの提案・開発等

#### (ウ) 地域振興

- ・ 雇用の創出
- ・ 加工品の提案・開発
- ・ 地産地消の推進等

### ③ 陸上養殖モデル構築

実証実験を踏まえ、都内で漁協等が陸上養殖事業を行うためのモデルを以下のとおり作成する。

- (ア) 効率的な生産技術（IoT・ICT・AI 等の利用、餌料他）
- (イ) 生産規模と施設規模
- (ウ) 流通・販売戦略
- (エ) 地域活性化のための方法
- (オ) 採算分岐点の明確化

## (3) 実施体制

実施体制は以下のとおりとする。

- ① 本事業の目的を理解し、陸上養殖に深く精通したコーディネーターを1名以上

設置し、プロジェクトを遂行できる体制を整えること。また緊急時に東京都へすぐに連絡できる体制を整えること。

② コーディネーター等配置場所

コーディネーター等は実証実験用施設に常駐を求めないが、常時 IoT を利用した監視を行うこと。

5 協定締結について

今年度締結する漁協運営型陸上養殖プロジェクトの実証実験用施設の整備に関する協定書は、実証実験用施設の整備（図1の赤枠部分）とする。4（2）実証実験及び陸上養殖モデル構築（以下、実証実験等）の実際の検証作業は別途、各年度に締結する。

なお、提案書は実証実験等の具体的な内容も記載すること。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
全体スキーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体計画作成</li> <li>報告書（月例・年度末）</li> <li>来年度計画書提出</li> </ul>	協定書締結（実証実験等） <ul style="list-style-type: none"> <li>報告書（月例・年度末）</li> <li>来年度計画書提出</li> </ul>	協定書締結（実証実験等） <ul style="list-style-type: none"> <li>報告書（月例・年度末）</li> <li>来年度計画書提出</li> </ul>	協定書締結（実証実験等） <ul style="list-style-type: none"> <li>報告書（月例・年度末）</li> <li>来年度計画書提出</li> </ul>	協定書締結（実証実験等） <ul style="list-style-type: none"> <li>報告書提出（月例・年度末）</li> </ul>
都内自治体 都内漁協等との連携	協定書締結（施設整備）				
設備等の整備	○実証実験施設の整備（用地選定・設備の導入・維持管理等）				
実証実験の実施	○飼育試験実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>養殖魚の成長期間短縮の試験研究</li> <li>水槽内の生産密度を高める試験研究</li> <li>飼料の開発等</li> </ul>				
陸上養殖モデル構築 検討	○陸上養殖モデル構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>販売ルートの構築</li> <li>養殖魚種ブランド化の検討等</li> </ul>				

図1：想定スケジュール

6 応募方法及び選定方法

(1) 応募方法

① 募集スケジュール

漁協運営型陸上養殖プロジェクト募集要項による。

② 提案書の様式

漁協運営型陸上養殖プロジェクト募集要項による。

③ 提案書の提出方法

漁協運営型陸上養殖プロジェクト募集要項による。

(2) 選定方法

漁協運営型陸上養殖プロジェクト業者決定基準による。